

第百九十二回国参議院内閣委員会會議録第三号

平成二十八年十一月一日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

十月二十日
辞任 德茂 雅之君
補欠選任 野上浩太郎君
十月三十一日
辞任 石井 準一君
補欠選任 中西 哲君

出席者は左のとおり。

委員長 難波 獎二君
理事 上月 良祐君
高野光二郎君
相原久美子君
西田 実仁君
委員 有村 治子君
江島 潔君
岡田 直樹君
岡田 広君
山東 昭子君
豊田 俊郎君
中西 哲君
野上浩太郎君
神本美恵子君
矢田わか子君
里見 隆治君
田村 智子君
清水 貴之君
山本 太郎君
和田 政宗君

国務大臣 (内閣府特命担当大臣) 宇宙政策) 鶴保 庸介君

副大臣

内閣府副大臣

石原 宏嵩君

大臣政務官

豊田 俊郎君

内閣府大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

藤田 昌三君

本日の會議に付した案件

○人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案(第百九十回国会内閣提出、第百九十二回国会衆議院送付)
○衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案(第百九十回国会内閣提出、第百九十二回国会衆議院送付)

○委員長(難波獎二君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、德茂雅之君及び石井準一君が委員を辞任され、その補欠として野上浩太郎君及び中西哲君が選任されました。

○委員長(難波獎二君) 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。鶴保内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(鶴保庸介君) ただいま議題となりました人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関

する法律案及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

まず、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年、人工衛星やその打ち上げ用ロケットの小型化と低価格化が進み、宇宙活動への参入障壁が下がってきたことから、民間企業の宇宙活動が進展し、新産業やサービス、雇用機会の創出等が期待できる状況となっております。

今後、民間企業による人工衛星等の打ち上げや人工衛星の管理といった宇宙活動が進展する中で、これらの活動に関する基準を明確にし、事業リスクを低減することで予見可能性を向上させることや、人工衛星等の打ち上げに伴うリスクに対する公共の安全の確保、万が一の損害が発生した場合に被害者の保護を図ることが求められるようになります。

このため、我が国における人工衛星等の打ち上げ及び人工衛星の管理に関する国の許可制度や、これらに起因する損害に対する賠償に関する制度を設けることを規定する本法律案を提出した次第です。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、人工衛星等の打ち上げについては、その都度許可を受けなければならないこととするともに、許可申請処理の迅速化のために、ロケットの型式認定制度、打ち上げ施設の適合認定制度を設けることとしています。

第二に、人工衛星の管理については、人工衛星ごとに許可を受けなければならないこととしています。

第三に、内閣総理大臣による監督を規定し、法律の施行に必要な限度において、許可を受けて人

工衛星等を打ち上げる者などへの立入検査、必要な指導、助言及び監督ができることを規定しています。

第四に、人工衛星やその打ち上げ用ロケットの落下等による第三者への損害について、人工衛星等の打ち上げや人工衛星の管理を行う者の無過失責任とするともに、人工衛星等の打ち上げに係る許可を受けた者に対し、民間の損害賠償責任保険契約の締結等の損害賠償担保措置を講ずる義務を課し、当該措置では埋めることができない損害を賠償する場合については政府が補償することとしています。

次に、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

人工衛星に搭載された装置により地球表面を観測した衛星リモートセンシング記録は、農業、防災、社会インフラ整備等の幅広い分野で活用が期待されることから、民間事業者による利用が急速に拡大しております。

一方で、高性能な衛星リモートセンシング記録は、悪用の懸念のある国や国際テロリスト等の手に渡ると国際社会の平和の確保等に支障を生ずるおそれがあるため、民間事業者が衛星リモートセンシング装置を使用する能力を持つ国では既にこれを適切に管理するための法制度整備がなされています。

こうした中、我が国においても衛星リモートセンシング記録の利用の拡大を踏まえ、当該衛星リモートセンシング記録の悪用を防ぐとともに、これを利用する新たな産業やサービスを振興するための基盤となる制度が必要になってきています。

このため、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するために必要な事項を規定する本法律案を提出した次第です。

次に、本法草案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、高性能の衛星リモートセンシング装置の使用を許可制とするともに、不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置、使用終了時の措置を講じなければならないこととし、許可に係る受信設備以外の使用禁止、許可に係る軌道以外での機能停止等の義務を課すこととしています。

第二に、衛星リモートセンシング記録保有者は、認定を受けた者や特定取扱機関に適正な方法により行う場合等を除き、衛星リモートセンシング記録を提供してはならないこととしています。

第三に、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者は、衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができる旨の内閣総理大臣の認定を受けることができることとしています。

第四に、内閣総理大臣は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれがあると認める十分な理由があるときは、範囲及び期間を定めて、衛星リモートセンシング記録の提供の禁止を命ずることができることとしています。

以上が、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(難波渡二君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五分散会

十月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。
一、国の立替えによる犯罪被害補償制度の創設に関する請願(第二三七号)(第二三八号)(第

二六九号)(第二七〇号)

一、子育てを重視する母親の希望を尊重する家族政策を実現することに関する請願(第二七一号)

第二三七号 平成二十八年十月十一日受理

国の立替えによる犯罪被害補償制度の創設に関する請願

請願者 兵庫県姫路市 西木幹夫 外五百

名

紹介議員 丸山 和也君

犯罪被害に遭い、一家の働き手、前途の希望を託した子供を失い、安らかな老後を断ち切られた人々などの遺族、重い後遺障害を負わされた被害者の家族が民事裁判で賠償命令を得ても、加害者が無資力の場合、判決は紙切れに終わる。相手が無資力で賠償請求を諦める人も多数である。財産隠しなど詐欺行為で補償が実行されないこともあり、家業の続行ができず倒産・廃業に追いやられる零細業者・労働者は貧困のふちに突き落とされ、子供は教育の機会を失い、家庭崩壊など悲惨な状況に追い込まれている。二〇〇八年に損害賠償命令制度ができたが、加害者が無資力の場合には同じである。犯罪被害者等基本法に基づく基本計画では「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族を指し、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪等を受けた場所その他による限定を一切していない」としている。この規定のとおり犯罪被害者に対する国の支援を求める。オウムの被害者は過去に遡って補償されている。被害者として国に同じ制度を求める。

二、上記の立替払金額は「自動車損害賠償責任保険政府保障事業(無保険車、ひき逃げ)などの被害者に自賠償相当の補償をする自動車損害賠償保障法(昭和三十年七月二十九日法律第九十七号)(第七十一条の規定)と同等以上のものとする

こと。

第二三八号 平成二十八年十月十一日受理

国の立替えによる犯罪被害補償制度の創設に関する請願

請願者 兵庫県姫路市 藤本護 外五百名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二三七号と同じである。

第二六九号 平成二十八年十月十二日受理

国の立替えによる犯罪被害補償制度の創設に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市 久米田正義 外五百名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第二三七号と同じである。

第二七〇号 平成二十八年十月十二日受理

国の立替えによる犯罪被害補償制度の創設に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市 川崎敏美 外五百

名

紹介議員 有田 芳生君

この請願の趣旨は、第二三七号と同じである。

第二七一号 平成二十八年十月十二日受理

子育てを重視する母親の希望を尊重する家族政策を実現することに関する請願

請願者 大阪府羽曳野市 山田ひろ子 外

一万三百九十四名

紹介議員 和田 政宗君

政府は、女性の活躍を促すという名目で、ゼロ歳児から保育園に預けて母親が働くことを推進する政策を打ち出している。しかし、各種調査によ

れば、女性の八割が子供が三歳になるまでは子育てに専念したいと願っている。また、子供の健全な発達のためには乳幼児教育が重要だと指摘されている(教育再生会議「第二次報告」)。そもそも、家庭での家事、子育てや介護は、立派な労働である。そうした家庭内労働の対価として配偶者控除が設けられてきたが、政府はこの配偶者控除の廃止を検討していると報じられている。これは、家庭での家事や子育ての意義を軽視するものであり、断じて認めることができない。現下日本の課題である少子化を克服するためには、母親が家庭で安心して子育てに専念できる環境を整備するとともに、子供が多いほど経済的に優遇される世帯単位課税を導入すべきである。

一、乳幼児の子育てに母親が安心して専念できる方向で子育て支援体制を構築すること。

十月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案(第百九十回国会提出、衆議院継続審査)

一、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案(第百九十回国会提出、衆議院継続審査)

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 人工衛星等の打上げに係る許可等

第一節 人工衛星等の打上げに係る許可(第四―第十二条)

第二節 人工衛星の打上げ用ロケットの型式

認定(第十三条―第十五条)

第三節 打上げ施設の適合認定(第十六条―第十八条)

第四節 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例(第十九条)

第三章 人工衛星の管理に係る許可等(第二十条―第三十条)

第四章 内閣総理大臣による監督(第三十一条―第三十四条)

第五章 ロケット落下等損害賠償責任(第三十五条―第三十八条)

第一節 ロケット落下等損害賠償責任(第三十五条―第三十八条)

第二節 ロケット落下等損害賠償責任(第三十五条―第三十八条)

第三節 ロケット落下等損害賠償責任(第三十五条―第三十八条)

第四節 供託(第四十九条―第五十二条)

第六章 人工衛星落下等損害賠償(第五十三条―第五十四条)

第七章 雑則(第五十五条―第五十九条)

第八章 罰則(第六十条―第六十五条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、宇宙基本法(平成二十年法律第四十三号)の基本理念(以下単に「基本理念」という。)のつとめ、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

による。

一 宇宙の開発及び利用に関する諸条約 月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約(第二十二号第二号において「宇宙空間探査等条約」という。)、宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約及び宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約をいう。

二 人工衛星 地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体に配置して使用する人工の物体をいう。

三 人工衛星等 人工衛星及びその打上げ用ロケットをいう。

四 打上げ施設 人工衛星の打上げ用ロケットを発射する機能を有する施設をいう。

五 人工衛星等の打上げ 自ら又は他の者が管理し、及び運営する打上げ施設を用いて、人工衛星の打上げ用ロケットに人工衛星を搭載した上で、これを発射して加速し、一定の速度及び高度に達した時点で当該人工衛星を分離することをいう。

六 人工衛星管理設備 人工衛星に搭載された無線設備(電磁波を利用して、符号を送り、又は受けるための電氣的設備及びこれと電気通信回線で接続した電子計算機をいう。以下この号及び第六条第二号において同じ。)から送信された当該人工衛星の位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法により把握し、又は当該人工衛星に向けて信号を直接若しくは他の無線設備を経由して送信し、反射される信号を直接若しくは他の無線設備を経由して受信する方法その他の方法によりその位置を把握するとともに、人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御するための信号を当該人工衛星に搭載された無線設備に直接

又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備をいう。

七 人工衛星の管理 人工衛星管理設備を用いて、人工衛星の位置、姿勢及び状態を把握し、これらを制御することをいう。

八 ロケット落下等損害 人工衛星の打上げ用ロケットが発射された後の全部若しくは一部の人工衛星が正常に分離されていない状態における人工衛星等又は全部の人工衛星が正常に分離された後の人工衛星の打上げ用ロケットの落下、衝突又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しょう体において人の生命、身体又は財産に生じた損害をいう。ただし、当該人工衛星等の打上げを行う者の従業者その他の当該人工衛星等の打上げを行う者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除く。

九 ロケット落下等損害賠償責任保険契約 人工衛星等の打上げを行う者のロケット落下等損害(テロリズムの行為その他その発生を保険契約における財産上の給付の条件とした場合に適正な保険料を算出することが困難なものとすとして内閣府令で定める事由を主たる原因とする人工衛星等の落下、衝突又は爆発によるロケット落下等損害(第九条第二項及び第四十条第一項において「特定ロケット落下等損害」という。)を除く。)の賠償の責任が発生した場合において、これをその者が賠償することにより生ずる損失を保険者(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等、責任保険の引受けを行う者に限る。以下同じ。)が埋めることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約をいう。

十 ロケット落下等損害賠償補償契約 人工衛星等の打上げを行う者のロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロ

ケット落下等損害賠償責任保険契約その他のロケット落下等損害を賠償するための措置によつては埋めることができないロケット落下等損害をその者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約する契約をいう。

十一 人工衛星落下等損害 人工衛星の打上げ用ロケットから正常に分離された人工衛星の落下又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しょう体において人の生命、身体又は財産に生じた損害をいう。ただし、当該人工衛星の管理を行う者の従業者その他の当該人工衛星の管理を行う者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除く。

(この法律の施行に当たつての配慮)

第三条 国は、この法律の施行に当たつては、宇宙基本法第十六条に規定する民間事業者による宇宙開発利用の促進に関する施策の一環として、我が国の人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る産業の技術力及び国際競争力の強化を図るよう適切な配慮をするものとする。

第二章 人工衛星等の打上げに係る許可等

第一節 人工衛星等の打上げに係る許可(許可)

第四条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 人工衛星の打上げ用ロケットの設計(第十

三条第一項の型式認定を受けたものにあつてはその型式認定番号、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる人工衛星の打上げ用ロケットの設計の認定の制度を有している国として内閣府令で定めるものの政府による当該認定（以下「外国認定」という。）を受けたものにあつては外国認定を受けた旨

三 打上げ施設の場所（船舶又は航空機に搭載された打上げ施設にあつては、当該船舶又は航空機の名称又は登録記号）、構造及び設備（第十六条第一項の適合認定を受けた打上げ施設にあつては、その適合認定番号）

四 人工衛星等の打上げを予定する時期、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路並びに当該飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を含む人工衛星等の打上げの方法を定めた計画（以下「ロケット打上げ計画」という。）

五 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の数並びにそれぞれの人工衛星の利用の目的及び方法

六 その他内閣府令で定める事項（欠格事由）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国・本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。の法令の規定に違反し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 第十二条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

四 法人であつて、その業務を行う役員又は内

閣府令で定める使用人のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

五 個人であつて、その内閣府令で定める使用人のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者があるもの（許可の基準）

第六条 内閣総理大臣は、第四条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 人工衛星の打上げ用ロケットの設計が、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための人工衛星の打上げ用ロケットの安全に関する基準として内閣府令で定める基準（以下「ロケット安全基準」という。）に適合していること又は第十三条第一項の型式認定若しくは外国認定を受けたものであること。

二 打上げ施設が、次のイ及びロに掲げる無線設備を備えていることその他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための打上げ施設の安全に関する基準として内閣府令で定める基準（以下「型式別施設安全基準」という。）に適合していること又は第十六条第一項の適合認定を受けたものであること。

イ 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載された無線設備から送信された当該人工衛星の打上げ用ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法により把握し、又は当該人工衛星の打上げ用ロケットに向けて信号を直接若しくは他の無線設備を経由して送信し、反射される信号を直接若しくは他の無線設備を経由して受信する方法によりその位置を把握する機能を有する無線設備

ロ 人工衛星の打上げ用ロケットが予定され

た飛行経路を外れた場合その他の異常な事態が発生した場合における当該人工衛星の打上げ用ロケットの破壊その他その飛行を中断する措置（次号及び第十六条第二項第四号において「飛行中断措置」という。）を講ずるために必要な信号を当該人工衛星の打上げ用ロケットに搭載された無線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備

三 ロケット打上げ計画において、飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法が定められているほか、その内容が公共の安全を確保する上で適切なものであり、かつ、申請者が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有すること。

四 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の利用の目的及び方法が、基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること。

（変更の許可等）

第七条 第四条第一項の許可を受けた者（以下「打上げ実施者」という。）は、同条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするとき（ロケット安全基準の変更があつた場合において当該許可に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなつたとき及び型式別施設安全基準に変更があつた場合において当該許可に係る打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなつたときを含む。）は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 打上げ実施者は、第四条第二項第一号若しくは第六号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更を

したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。

（設計合致義務等）

第八条 打上げ実施者は、人工衛星等の打上げを行うに当たっては、当該人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットを第四条第一項の許可に係る設計に合致するようにしなければならない。

2 打上げ実施者は、人工衛星等の打上げを行うに当たっては、災害その他やむを得ない事由のある場合を除くほか、第四条第一項の許可に係るロケット打上げ計画の定めるところに従わなければならない。

（損害賠償担保措置を講ずべき義務）

第九条 打上げ実施者は、損害賠償担保措置を講じていない場合は、第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げを行つてはならない。

2 前項に規定する「損害賠償担保措置」とは、ロケット落下等損害賠償補償契約（特定ロケット落下等損害に係るものに限る。）の締結若しくは供託であつて、その措置により、人工衛星の打上げ用ロケットの設計、打上げ施設の場所その他の事情を勘案し、ロケット落下等損害の被害者の保護を図る観点から適切なものとして内閣府令で定める金額（第四十条第一項及び第二項において「賠償措置額」という。）をロケット落下等損害の賠償に充てることができるものとして内閣総理大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて内閣総理大臣の承認を受けたもの（同条第二項において「相当措置」という。）をいう。

（承継）

第十条 打上げ実施者が第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定め

るところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 打上げ実施者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

3 打上げ実施者である法人が分割により第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

4 第五条及び第六条(第三号(ロケット打上げ計画)を実施する能力に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定は、前三項の認可について準用する。

5 打上げ実施者が第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行い、又は打上げ実施者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項から第三項までの認可をしない旨の処分があったとき(これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたとき)は、同条第一項の許可は、その効力を失う。
(死亡等による許可の失効)

第十一条 前条第五項の規定によるほか、打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第四条第一項の許可は、その効力を失う。この場合において、当該各号に定める者は、当該各号に該当することとなつた日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 死亡したとき その相続人

二 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

三 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき その清算人

四 人工衛星等の打上げを終えたとき 打上げ実施者であつた個人又は打上げ実施者であつた法人を代表する役員

(許可の取消し)

第十二条 内閣総理大臣は、打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十条第一項から第三項までの認可を受けたとき。

二 第五条第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 その者の行う人工衛星等の打上げに用いる人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなつたとき。

四 その者の行う人工衛星等の打上げに用いる打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなつたとき。

五 第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

六 第八条の規定に違反していると認めるとき。

七 第三十四条第一項の規定により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十条第一項から第三項までの認可に付された条件に違反したとき。

第二節 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定

(型式認定)
第十三条 内閣総理大臣は、申請により、人工衛星の打上げ用ロケットの設計について型式認定を行う。

2 前項の型式認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を

記載した申請書に人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 人工衛星の打上げ用ロケットの設計

三 その他内閣府令で定める事項

3 内閣総理大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していると認めるときは、同項の型式認定をしなければならない。

4 第一項の型式認定は、申請者に型式認定番号が付された型式認定書を交付することによつて行う。

(設計等の変更)

第十四条 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするとき(ロケット安全基準の変更があつた場合において、当該型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなつたときを含む)は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(型式認定の取消し)

第十五条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の型式認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その型式認定を取り消すことができる。

一 人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロ

ケット安全基準に適合しなくなつたとき。

二 第三十三条第一項の規定による命令に違反したとき。

2 第十三条第一項の型式認定を受けた者は、前項の規定により当該型式認定が取り消されたときは、遅滞なく、型式認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。

第三節 打上げ施設の適合認定

(適合認定)

第十六条 内閣総理大臣は、申請により、国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設について、これを用いて行う人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットの型式(その設計が第十三条第一項の型式認定又は外国認定を受けたものに限る。)ごとに、適合認定を行う。

2 前項の適合認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 打上げ施設の場所(船舶又は航空機に搭載された打上げ施設にあつては、当該船舶又は航空機の名称又は登録記号)、構造及び設備

三 第十三条第一項の型式認定に係る型式認定番号又は外国認定を受けた旨

四 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法

五 その他内閣府令で定める事項

3 内閣総理大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請に係る打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していると認めるときは、同項の適合認定をしなければならない。

4 第一項の適合認定は、申請者に適合認定番号が付された打上げ施設認定書を交付することによつて行う。

(打上げ施設の場所等の変更)

第十七条 前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするとき(型式別施設安全基準の変更があつた場合において、当該適合認定を受けた打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなったときを含む)は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第五号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(適合認定の取消し)

第十八条 内閣総理大臣は、第十六条第一項の適合認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その適合認定を取り消すことができる。

- 一 打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなったとき。
- 二 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。
- 2 第十六条第一項の適合認定を受けた者は、前項の規定により当該適合認定が取り消されたときは、遅滞なく、打上げ施設認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。

第四節 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例

第十九条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という)が、その行つた人工衛星の打上げ用ロケットの設計について第十三条第一項の型式認定の申請を行うときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他の内閣府令で定める簡略化された手続によるこ

とができる。

2 機構が、その管理し、及び運営する打上げ施設について第十六条第一項の適合認定の申請を行うときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他の内閣府令で定める簡略化された手続によることができる。

第三章 人工衛星の管理に係る許可等(許可)

第二十条 国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行うとする者は、人工衛星ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 人工衛星管理設備の場所
- 三 人工衛星を地球を回る軌道に投入して使用する場合には、その軌道
- 四 人工衛星の利用の目的及び方法
- 五 人工衛星の構造
- 六 人工衛星の管理の終了に伴い講ずる措置(以下「終了措置」という。)の内容
- 七 前号に掲げるもののほか、人工衛星の管理の方法を定めた計画(以下「管理計画」という。)
- 八 申請者が個人である場合には、申請者が死亡したときにその者に代わつて人工衛星の管理を行う者(以下「死亡時代理人」という。)の氏名又は名称及び住所
- 九 その他内閣府令で定める事項(欠格事由)
- 第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。
- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又

はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

二 第三十条第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取扱いされている者

四 法人であつて、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

五 個人であつて、その内閣府令で定める使用人のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者があるもの

六 個人であつて、その死亡時代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(許可の基準)

第二十二条 内閣総理大臣は、第二十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合しているとき認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 人工衛星の利用の目的及び方法が、基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約的確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 二 人工衛星の構造が、その人工衛星を構成する機器及び部品の飛散を防ぐ仕組みが講じられていてことその他の宇宙空間探索等条約第九条に規定する月その他の天体を含む宇宙空間の有害な汚染並びにその平和的な探査及び利用における他国の活動に対する潜在的に有害な干渉(次号及び第四号二において「宇宙空間の有害な汚染等」という。)の防止並びに公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合するものであること。

三 管理計画において、他の人工衛星との衝突を避けるための措置その他の宇宙空間の有害な汚染等を防止するために必要なものとして内閣府令で定める措置及び終了措置を講ずることとされており、かつ、申請者個人にあつては、死亡時代理人を含むが当該管理計画を実行する十分な能力を有すること。

四 終了措置の内容が次のイからニまでのいずれかに該当するものであること。

- イ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星の高度を下げて空中で燃焼させること(これを構成する機器の一部を燃焼させることなく地表又は水面に落下させて回収することを含む)であつて、当該人工衛星の飛行経路及び当該機器の一部の着地又は着水が予想される地点の周辺の安全を確保して行われるもの
- ロ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星の高度を上げて時の経過により高度が下がることのない地球を回る軌道に投入することであつて、他の人工衛星の管理に支障を及ぼすおそれがないもの

ハ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星を地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させることであつて、当該天体の環境を著しく悪化させるおそれがないもの

ニ イからハまでに掲げる措置を講ずることができない場合において、誤作動及び爆発の防止その他の宇宙空間の有害な汚染等を防止するために必要なものとして内閣府令で定める措置を講じ、並びに人工衛星の位置、姿勢及び状態を内閣総理大臣に通知した上で、その制御をやること。

(変更の許可等)

第二十三条 第二十条第一項の許可を受けた者(以下「人工衛星管理者」という)は、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更し

ようにするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 人工衛星管理者は、第二十条第二項第一号から第三号まで若しくは第九号に掲げる事項に変更があったとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。

(管理計画の遵守)

第二十四条 人工衛星管理者は、人工衛星の管理を行うに当たっては、災害その他やむを得ない事由のある場合を除くほか、第二十条第一項の許可に係る管理計画の定めるところに従わなければならない。

(事故時の措置)

第二十五条 人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る人工衛星の他の物体との衝突その他の事故の発生により、同項の許可に係る終了措置を講ずることなく人工衛星の管理ができなくなり、かつ、回復する見込みがないときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、その旨、当該事故の状況及び当該事故の発生後の人工衛星の位置の特定に資するものとして内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において、同項の許可は、その効力を失う。

(承継)

第二十六条 人工衛星管理者が国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行うおととする者に第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による

地位を承継する。

2 人工衛星管理者が、国内に所在する人工衛星管理設備によらずに人工衛星の管理を行うおとする者に第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行うときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならない。

3 人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。

4 人工衛星管理者である法人が分割により第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。

5 第二十一条及び第二十三条(管理計画)を執行する能力に係る部分に限る。に係る部分に限る。の規定は、第一項及び前二項の認可について準用する。

6 人工衛星管理者が第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行い、又は人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項、第三項又は第四項の認可をしない旨の処分があつたとき(これらの認可の申請がない場合にあつたとき)は、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたときは、同条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その譲受人(第二項に規定する事業の譲渡に係る譲受人を除く)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該処分があつた日(これらの認可の申請がない場合に

あつては、当該事業の譲渡、合併又は分割の日)から百二十日以内に、同条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該終了措置が完了するまでの間(前条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、これらの者による人工衛星管理者とみなして、第二十四条、前条第三項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(死亡の届出等)

第二十七条 人工衛星管理者が死亡したときは、相続人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 人工衛星管理者が死亡したときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その死亡時代理人は、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について前条第一項の認可を受けた場合を除き、その死亡の日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間(第二十五条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、その死亡時代理人を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条前段、前条第一項及び第五項、第三十一条、第三十二条並びに第三十三条第三項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(終了措置)

第二十八条 人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る管理計画の定めるところにより人工衛星の管理を終了しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、同項の許可に係る終了措置を講じなければならない。

2 前項の規定により終了措置が講じられたときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失う。

(解散の届出等)

第二十九条 人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その清算人(清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人をいう。以下この項において同じ)は、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について第二十六条第一項の認可を受けた場合を除き、その解散の日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間(第二十五条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、その清算人(人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条前段、第二十六条第一項及び第五項、第三十一条、第三十二条並びに第三十三条第三項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(許可の取消し等)

第三十条 内閣総理大臣は、人工衛星管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認可を受けたとき。

二 第二十一条第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 第二十三条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けな

い変更したとき。

四 第三十三条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第三十四条第一項の規定により第二十条第

一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認可に付された条件に違反したとき。

2 人工衛星管理者が前項の規定により第二十条

第一項の許可を取り消されたときは、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について第二十六條第一項の認可を受けた場合を除き、その取消しの日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間(第二十五條に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、その者を人工衛星管理者とみなして、第二十四條、第二十五條前段、第二十六條第一項及び第五項、次条、第三十二條並びに第三十三條第三項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

第四章 内閣総理大臣による監督

(立入検査等)

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、打上げ実施者、第十三条第一項の型式認定を受けた者、第十六条第一項の適合認定を受けた者若しくは人工衛星管理者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導等)

第三十二条 内閣総理大臣は、基本理念ののっとり、打上げ実施者、第十三条第一項の型式認定を受けた者、第十六条第一項の適合認定を受け

た者又は人工衛星管理者に対し、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保を図るため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(是正命令)

第三十三条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合せず、又はロケット安全基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該型式認定を受けた者に対し、ロケット安全基準に適合させるため、又はロケット安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な設計の変更を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、第十六条第一項の適合認定を受けた打上げ施設が型式別施設安全基準に適合せず、又は型式別施設安全基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該適合認定を受けた者に対し、型式別施設安全基準に適合させるため、又は型式別施設安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、人工衛星管理者が第二十四条の規定に違反していると認めるときは、当該人工衛星管理者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可等の条件)

第三十四条 第四條第一項、第七條第一項、第二十条第一項若しくは第二十三條第一項の許可又は第十條第一項から第三項まで若しくは第二十六條第一項、第三項若しくは第四項の認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第五章 ロケット落下等損害の賠償

第一節 ロケット落下等損害賠償責任

(無過失責任)

第三十五条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行う者は、当該人工衛星等の打上げに伴いロケット落下等損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

(責任の集中)

第三十六条 前条の場合において、同条の規定により損害を賠償する責任を負うべき人工衛星等の打上げを行う者以外の者は、その損害を賠償する責任を負わない。

2 ロケット落下等損害については、製造物責任法(平成六年法律第八十五号)の規定は、適用しない。

3 第一項の規定は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)の適用を排除するものと解してはならない。

(賠償についてのしん酌)

第三十七条 前二条の規定にかかわらず、ロケット落下等損害の発生に関して天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしん酌することができる。

(求償権)

第三十八条 第三十五条の場合において、他にその損害の発生の原因について責任を負うべき者があるときは、同条の規定により損害を賠償した者は、その者に対して求償権を有する。ただし、当該責任を負うべき者が当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者(当該人工衛星等の打上げの用に供された打上げ施設を管理し、及び運営する者を除く。)であるときは、当該損害がその者又はその者の従業者の故意により生じたものである場合に限り、その者に対して求償権を有する。

2 前項の規定は、求償権に関し書面による特約をすることを妨げない。

第二節 ロケット落下等損害賠償責任保険契約

第三十九条 ロケット落下等損害の被害者は、その損害賠償請求権に関し、ロケット落下等損害賠償責任保険契約の保険金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

2 被保険者は、ロケット落下等損害の被害者に対する損害賠償額について、自己が支払った限度又は当該被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる。

3 ロケット落下等損害賠償責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、ロケット落下等損害の被害者がその損害賠償請求権に関し差し押さえる場合は、この限りでない。

第三節 ロケット落下等損害賠償補償契約

(ロケット落下等損害賠償補償契約)

第四十条 政府は、打上げ実施者を相手方として、打上げ実施者の特定ロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、これを打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失を当該特定ロケット落下等損害の賠償に充てられる第九條第二項に規定する損害賠償担保措置(以下単に「損害賠償担保措置」という。)の賠償措置額に相当する金額を超えない範囲内で政府が補償することを約するロケット落下等損害賠償補償契約を締結することができる。

2 前項に定めるもののほか、政府は、打上げ実施者を相手方として、打上げ実施者のロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約、同項のロケット落下等損害賠償補償契約その他のロケット落下等損害を賠償するための措置によつては埋めることができないロケット落下等

損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失を、我が国の人工衛星等の打上げに關係する産業の國際競争力の強化の観点から措置することが適當なものとして内閣府令で定める金額から当該打上げ実施者のロケット落下等損害の賠償に充てられる損害賠償担保措置の賠償措置額に相當する金額(当該ロケット落下等損害について相當措置が講じられている場合にあつては、当該賠償措置額に相當する金額又は当該相當措置により当該ロケット落下等損害の賠償に充てることができる金額のいずれが多い金額)を控除した金額を超えない範囲内で政府が賠償することを約束するロケット落下等損害賠償補償契約を締結することができる。

3 前条の規定は、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づく補償金について準用する。
(ロケット落下等損害賠償補償契約の期間)
第四十一条 ロケット落下等損害賠償補償契約の期間は、その締結の時から当該ロケット落下等損害賠償補償契約に係る人工衛星等の打上げを終える時までとする。
(補償金)
第四十二条 政府がロケット落下等損害賠償補償契約により補償する金額は、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の期間内における人工衛星等の打上げにより与えたロケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失について当該ロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額までとする。

第四十三条 政府は、一會計年度内に締結するロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額の合計額が會計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、ロケット落下等損害賠償補償契約を締結するものとする。
(時効)
第四十四条 補償金の支払を受ける権利は、これを行つてから三年を経過した

ときは、時効によつて消滅する。
(代位)
第四十五条 政府は、ロケット落下等損害賠償補償契約により補償した場合において、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の相手方である打上げ実施者が第三者に対して求償権を有するときは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度として当該求償権を取得する。

一 政府が補償した金額
二 当該求償権の金額
(補償金の返還)
第四十六条 政府は、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づき補償金を支払つた場合において、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の相手方である打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該打上げ実施者から、政令で定めるところにより、その返還をさせるものとする。

一 第八条の規定に違反して人工衛星等の打上げを行つたこと。
二 人工衛星等の打上げを行つた際、第十二条第一号又は第五号に該当していたこと。
(業務の管掌)
第四十七条 この節に規定する政府の業務は、内閣総理大臣が管掌する。

2 内閣総理大臣は、ロケット落下等損害賠償補償契約を締結しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
(業務の委託)
第四十八条 政府は、政令で定めるところにより、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づく業務の一部を保険者に委託することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委託をしたときは、委託を受けた者の名称その他内閣府令で定める事項を告示しなければならない。
(損害賠償担保措置としての供託)
第四十九条 損害賠償担保措置としての供託は、打上げ実施者の主たる事務所(国内に事務所がない場合は、第四条第一項の許可に係る打上げ施設の場所(船舶に搭載された打上げ施設にあつては当該船舶の船籍港の所在地、航空機に搭載された打上げ施設にあつては当該航空機の定置場の所在地)の最寄りの法務局又は地方法務局に、金銭又は内閣府令で定める有価証券(株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。次条及び第五十一条において同じ。))によりするものとする。

(供託物の取戻し)
第五十一条 打上げ実施者は、次に掲げる場合においては、内閣総理大臣の承認を受けて、第四十九条の規定により供託した金銭又は有価証券を取り戻すことができる。
一 人工衛星等の打上げを終え、かつ、ロケット落下等損害を与えないことが明らかとなつたとき。
二 ロケット落下等損害が発生し、その損害の賠償を終えたとき。
三 供託に代えて他の損害賠償担保措置を講じたとき。

ない場合にあっては、第四条第一項の許可に係る打上げ施設の場所(船舶に搭載された打上げ施設にあつては当該船舶の船籍港の所在地、航空機に搭載された打上げ施設にあつては当該航空機の定置場の所在地)の最寄りの法務局又は地方法務局に、金銭又は内閣府令で定める有価証券(株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。次条及び第五十一条において同じ。))によりするものとする。
(供託物の還付)
第五十条 ロケット落下等損害の被害者は、その損害賠償請求権に関し、前条の規定により打上げ実施者が供託した金銭又は有価証券について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

(内閣府令・法務省令への委任)
第五十二条 この節に定めるもののほか、供託に関する事項は、内閣府令・法務省令で定める。
第六章 人工衛星落下等損害の賠償
(無過失責任)
第五十三条 国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う者は、当該人工衛星の管理に伴い人工衛星落下等損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

(賠償についてのしん酌)
第五十四条 前条の規定にかかわらず、人工衛星落下等損害の発生に關して天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしん酌することができる。
第七章 雜則
(宇宙政策委員会の意見の聴取)
第五十五条 内閣総理大臣は、第四條第二項第二号、第六條第一号若しくは第二号又は第二十二條第二号若しくは第三号の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、宇宙政策委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)
第五十六条 内閣総理大臣は、第九條第二項又は第四十條第二項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
(国に対する適用除外)
第五十七条 国が行う人工衛星等の打上げについては、第四條第一項の規定は、適用しない。

2 国が行う人工衛星の管理については、第二十条第一項の規定は、適用しない。
(経過措置)
第五十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(内閣府令への委任)
第五十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、内閣府令で定める。
第八章 罰則
第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四條第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行つた者
二 偽りその他不正の手段により第四條第一

項、第七條第一項、第二十条第一項若しくは第二十三條第一項の許可、第十條第一項から第三項まで若しくは第二十六條第一項、第三項若しくは第四項の認可、第十三條第一項の型式認定、第十四條第一項若しくは第十七條第一項の認定又は第十六條第一項の適合認定を受けた者

三 第七條第一項の規定に違反して第四條第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更した者

四 第二十条第一項の規定に違反して人工衛星の管理を行った者

五 第二十三條第一項の規定に違反して第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

六 第三十三條第三項の規定による命令に違反した者

第六十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八條又は第九條第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行った者

二 第二十六條第六項、第二十七條第二項、第二十八條第一項、第二十九條第二項又は第三十條第二項の規定に違反して第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなかった者

第六十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十四條第一項の規定に違反して第十三條第二項第二号に掲げる事項を変更した者

二 第二十七條第一項の規定に違反して第十六條第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更した者

三 第三十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 第三十三條第一項又は第二項の規定による

命令に違反した者

第六十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項、第十四條第二項、第十七條第二項、第二十三條第二項、第二十五條、第二十六條第二項又は第二十八條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五條第二項の規定に違反して型式認定書を返納しなかった者

三 第十八條第二項の規定に違反して打上げ施設認定書を返納しなかった者

第六十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第六十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十五條 第十一條、第二十七條第一項又は第二十九條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三條及び第十條の規定 公布の日

二 次條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第二條 第四條第一項又は第二十条第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四條第二項又は第二十条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 第十三條第一項の型式認定又は第十六條第一項の適合認定を受けようとする者(機構を除く)は、この法律の施行前においても、第十三條第二項又は第十六條第二項の規定の例によ

り、その申請を行うことができる。

3 機構は、その行った人工衛星の打上げ用口ケットの設計について、この法律の施行前においても、第十九條第一項の規定の例により、第十三條第一項の型式認定の申請を行うことができる。

4 機構は、その管理し、及び運営する打上げ施設について、この法律の施行前においても、第十九條第二項の規定の例により、第十六條第一項の適合認定の申請を行うことができる。

第三條 内閣総理大臣は、第四條第二項第二号、第六條第一号若しくは第二号又は第二十二條第二号若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇宙政策委員会の意見を聴くことができる。

2 内閣総理大臣は、第九條第二項又は第四十條第二項の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、財務大臣に協議することができる。

(経過措置)

第四條 この法律の施行の際現に行われている人工衛星の管理については、第二十条第一項の規定は、適用しない。

(検討)

第五條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正)

第六條 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十八條第二項を削る。

第十九條第二項中「前條第一項第二号」を「前條第二号」に、「同項第二号」を「同條第二号」に、「同項第八号」を「同條第八号」に改める。

第二十一條及び第二十二條を次のように改める。

める。

第二十一條及び第二十二條 削除

第二十三條第一項中「第十八條第一項」を「第十八條」に改める。

第二十六條第一項第三号中「第十八條第一項」を「第十八條」に改め、同項第四号から第七号までの規定中「第十八條第一項」を「第十八條」に、「同項第三号」を「同條第三号」に、「同項第五号」を「同條第五号」に改め、同項第八号中「第十八條第一項」を「第十八條」に、「同項第六号」を「同條第六号」に改める。

第二十八條第一号中「又は第二十二條第一項」を削り、同條中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三十一條第二号中「第十八條第一項」を「第十八條」に改め、同條第三号を削る。

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)

第七條 この法律の施行前にした前條の規定による改正前の国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第二十六号及び第三百四十八條第二項第三十八号中「第十八條第一項第一号」を「第十八條第一号」に改める。

第三百四十九條の三第十六項中「第十八條第一項第三号」を「第十八條第三号」に改める。

(土地収用法及び印紙税法の一部改正)

第九條 次に掲げる法律の規定中「第十八條第一項第一号」を「第十八條第一号」に改める。

一 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三條第三十四号の二

二 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第三の文書名の欄

(政令への委任)

第十條 この附則に定めるもののほか、この法律

の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等(第四条―第十七条)

第三章 衛星リモートセンシング記録の取扱いに関する規制(第十八条―第二十條)

第四章 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定(第二十一条―二十六条)

第五章 内閣総理大臣による監督(第二十七条―第三十條)

第六章 雑則(第三十一条―第三十二條)

第七章 罰則(第三十三條―第三十八條)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、宇宙基本法(平成二十年法律第四十三号)の基本理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録保有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 人工衛星 地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置して

使用する人工の物体をいう。

二 衛星リモートセンシング装置 地球を回る軌道に投入して使用する人工衛星(以下「地球周回人工衛星」という。)に搭載されて、地表若しくは水面(これらに近接する地中又は水中を含む)又はこれらの上空に存在する物により放射され、又は反射された電磁波(以下「地上放射等電磁波」という。)を検出し、その強度、周波数及び位相に関する情報並びにその検出した時の当該地球周回人工衛星の位置その他の状態に関する情報(次号において「検出情報」という。)を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)として記録し、並びにこれを地上に送信する機能を有する装置であつて、これらの機能を適切な条件下で作動させた場合に地上において受信した当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができるとしたときに判別ができる物の程度(以下この条及び第二十一条第一項において「対象物判別精度」という。)が車両、船舶、航空機その他の移動施設の移動を把握するに足りるものとして内閣府令で定める基準に該当し、かつ、これらの機能を作動させ、又は停止させるために必要な信号及び当該電磁的記録を他の無線設備(電磁波を利用して、符号を送り、又は受けるための電氣的設備及びこれと電氣通信回線で接続した電子計算機をいう。以下同じ。)との間で電磁波を利用して送信し、又は受信することのできる無線設備を備えるものをいう。

三 操作用無線設備 衛星リモートセンシング装置の地上放射等電磁波を検出する機能を作動させる時間、検出情報が記録された電磁的記録(以下「検出情報電磁的記録」という。)を地上に送信する時間、その送信の際に用いる

通信の方法及び対象物判別精度の決定及び変更その他の衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号を当該衛星リモートセンシング装置に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備をいう。

四 衛星リモートセンシング装置の使用 自ら又は他の者が管理する操作用無線設備から衛星リモートセンシング装置にその操作を行うために必要な信号を送信する方法を設定した上で、当該操作用無線設備を用いて、地球周回人工衛星に搭載された当該衛星リモートセンシング装置の操作を行い、検出情報電磁的記録を地上に送信することを行う。

五 特定使用機関 衛星リモートセンシング装置の使用を適正に行うことができるものとして政令で定める国又は地方公共団体の機関をいう。

六 衛星リモートセンシング記録 特定使用機関以外の者による国内に所在する操作用無線設備を用いた衛星リモートセンシング装置の使用により地上に送信された検出情報電磁的記録及び当該検出情報電磁的記録に加工を行った電磁的記録のうち、対象物判別精度、その加工により変更が加えられた情報の範囲及び程度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して、その利用により宇宙基本法第十四条に規定する国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障(以下「国際社会の平和の確保等」という。)に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める基準に該当するもの並びにこれらを電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう)に複写したものをいう。

七 特定取扱機関 特定使用機関及び衛星リモートセンシング記録の取扱いを適正に行うことができるものとして政令で定める国若しくは地方公共団体の機関又は外国(本邦の域

外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府機関をいう。

八 衛星リモートセンシング記録保有者 衛星リモートセンシング記録を保有する者(特定取扱機関を除く)をいう。

(国の責務等)

第三条 国は、国際社会の平和の確保等に資する宇宙開発利用に関する施策の一環として、衛星リモートセンシング装置の使用を行う者及び衛星リモートセンシング記録保有者がこの法律の規定により遵守すべき義務が確実に履行されるよう必要な施策を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、衛星リモートセンシング装置の使用により生み出された価値を利用する諸活動の健全な発達が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

第二章 衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等

(許可)

第四条 国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行うおととする者(特定使用機関を除く)は、衛星リモートセンシング装置ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 衛星リモートセンシング装置の種類、構造及び性能

三 衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道

四 操作用無線設備及び衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号を他の無線設備を経由して送信する際に經由する無線設備(第六条第一号において「操作用無線設備等」という。)の場所、構造及び性能並びに

これらの管理の方法

五 衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信するために必要な無線設備を受信する際に経由するものを含む。以下「受信設備」という。の場所、構造及び性能並びにその管理の方法

六 衛星リモートセンシング記録の管理の方法
七 申請者が個人である場合には、申請者が死亡したときにその者に代わって衛星リモートセンシング装置の使用を行う者（以下「死亡時代理人」という。）の氏名又は名称及び住所
八 その他内閣府令で定める事項
（欠格事由）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律その他国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがある行為の規制に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 第十七条第一項の規定により許可を取り消され、又は第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 国際連合安全保障理事会決議第二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百四十四号）第三条第一項の規定により公告されている者（現に同項に規定する名簿に記載されている者に限る。）又は同法第四条第一項の規定による指定を受けている者（第二十一条第三項第一号ハにおいて「国際テロリスト」という。）

四 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

五 法人であつて、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

六 個人であつて、その内閣府令で定める使用人のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七 個人であつて、その死亡時代理人が前各号のいずれかに該当するもの

（許可の基準）

第六条 内閣総理大臣は、第四条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 衛星リモートセンシング装置の構造及び性能、当該衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周囲人工衛星の軌道並びに操作用無線設備等及び受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理の方法が、申請者以外の者が衛星リモートセンシング装置の使用を行うことを防止するために必要かつ適切な措置が講じられていることその他の国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

二 衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該衛星リモートセンシング記録の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置が講じられていること。

三 申請者（個人にあつては、死亡時代理人を含む。）が、第一号に規定する申請者以外の者が衛星リモートセンシング装置の使用を行うことを防止するための措置及び前号に規定する衛星リモートセンシング記録の安全管理のための措置を適確に実施するに足りる能力を有すること。

四 その他当該衛星リモートセンシング装置の使用が国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものであること。

（変更の許可等）

第七条 第四条第一項の許可を受けた者（以下「衛星リモートセンシング装置使用者」という。）は、同条第二項第二号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、第四条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。

（不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置）

第八条 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものについて、電子計算機及び変換符号（信号の変換処理を行うために用いる符号をいう。以下この条において同じ。）を用いて変換処理を行うことにより、当該変換処理に用いた変換符号と対応する変換符号（第五項において「対応変換符号」という。）を用いなければ復元することができないようにする措置その他の当該衛星リモートセンシング装置使用者以外の者による衛星リモートセンシング装置の使用を防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置から送信する検出情報電磁的記録について、電子計算機及び記録変換符号（電磁的記録の変換処理を行うために用いる符号をいう。以下同じ。）を用いて変換処理を行うことにより、当該変換処理に用いた記録変換符号と対応する記録変換符号（第四項及び第

五項において「対応記録変換符号」という。）を用いなければならないことができないようにする措置その他の当該衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録が第四条第一項の許可に係る受信設備以外の受信設備で受信されて衛星リモートセンシング記録として利用されることを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

3 衛星リモートセンシング装置使用者は、変換符号を他の者（操作用無線設備を管理する者が衛星リモートセンシング装置使用者と異なる場合）にあつては、当該管理する者以外の者に提供してはならない。

4 衛星リモートセンシング装置使用者は、対応記録変換符号を他の者（受信設備を管理する者が衛星リモートセンシング装置使用者と異なる場合）にあつては、当該管理する者以外の者に提供してはならない。

5 衛星リモートセンシング装置使用者は、変換符号、対応変換符号、記録変換符号及び対応記録変換符号（以下この項において「変換符号等」という。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の変換符号等の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

（申請に係る軌道以外での機能停止）

第九条 衛星リモートセンシング装置使用者は、第四条第一項の許可に係る衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周囲人工衛星が同項の許可に係る軌道を外れているときは、直ちに、操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信し、当該地球周囲人工衛星が同項の許可に係る軌道に戻るまで当該機能を停止させなければならない。

（検出情報電磁的記録の受信に用いる受信設備）

第十条 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置から送信された検

出情報電磁的記録を受信するときは、第四条第一項の許可に係る受信設備であつて自ら又は特定取扱機関若しくは第二十一条第一項の認定を受けた者が管理するもの以外の受信設備を用いてはならない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者が、衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信するに際して第二十一条第一項の認定を受けた者が管理する受信設備を用いる場合において、第二十五条第一項又は第二十六条第一項の規定により当該認定が取り消されたときは、内閣総理大臣は、その旨を当該衛星リモートセンシング装置使用者に速やかに通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた衛星リモートセンシング装置使用者は、同項に規定する受信設備による受信ができる場合において当該衛星リモートセンシング装置から当該受信設備に向けて検出情報電磁的記録の送信を行わないこと、記録変換符号を変更することその他の当該衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録が当該受信設備で受信されて衛星リモートセンシング記録として利用されることを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

(故障時等の措置)

第十一条 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置又はこれを搭載する地球周囲人工衛星の故障その他の事情により、終了措置(第十五条第二項に規定する終了措置をいう。第十三条第六項及び第十四条第二項において同じ。)を講ずることなく当該衛星リモートセンシング装置の使用を行うことができなくなり、かつ、回復する見込みがないときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において、第四条第一項の許可は、その効力を失う。

(帳簿)

第十二条 衛星リモートセンシング装置使用者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を備え、その衛星リモートセンシング装置の使用の状況について、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、内閣府令で定めるところにより、保存しなければならない。

(承継)

第十三条 衛星リモートセンシング装置使用者が国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行うとする者に第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、衛星リモートセンシング装置使用者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 衛星リモートセンシング装置使用者が、国内に所在する操作用無線設備によらずに衛星リモートセンシング装置の使用を行うとする者に第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行うときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならない。

3 衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、衛星リモートセンシング装置使用者のこの法律の規定による地位を承継する。

4 衛星リモートセンシング装置使用者である法人が分割により第四条第一項の許可を受けた衛星

リモートセンシング装置の使用に係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、衛星リモートセンシング装置使用者のこの法律の規定による地位を承継する。

5 第五条及び第六条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、第二項及び前二項の認可について準用する。

6 衛星リモートセンシング装置使用者が第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行い、又は衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項、第三項又は第四項の認可をしない旨の処分があつたときは(これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたときは、同条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その譲受人(第二項に規定する事業の譲渡に係る譲受人を除く。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該処分があつた日(これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割の日)から百二十日以内に、終了措置を講じなければならない。この場合において、当該終了措置が完了するまでの間(第十一条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、これらの者を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一条前段、前条、第二十七条、第二十八条及び第二十九条第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

第十四条 衛星リモートセンシング装置使用者が死亡したときは、相続人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者が死亡したときは、第四条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その死亡時代理人は、当該衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡について前条第一項の認可を受けた場合を除き、その死亡の日から百二十日以内に、終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間(第十一条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、その死亡時代理人を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一条前段、第十二条、前条第一項及び第五項、第二十七条、第二十八条並びに第二十九条第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(終了措置)

第十五条 衛星リモートセンシング装置使用者は、第十三条第六項、前条第二項、次条第二項又は第十七条第二項の規定によるほか、いつでも、衛星リモートセンシング装置の使用を終了することができる。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置の使用を終了するときは、内閣府令で定めるところにより、次の各号のいずれかに掲げる措置(以下「終了措置」という。)を講ずるとともに、遅滞なく、その講じた措置の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信することその他の当該機能を完全に停止させるために必要なものとして内閣府令で定める措置

二 操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置に再開信号(その地上放射等電磁波を検出する機能を停止した場合にこれを回復するために必要な信号をいう。以下同じ。)を受信するまで当該機能を停止する信号を送

信するとともに当該再開信号及びその作成方法に関する情報を内閣総理大臣に届け出ることその他の再開信号を受信しない限り当該機能を回復することができないようにするために必要なものとして内閣府令で定める措置

3 前項の規定により終了措置が講じられたときは、第四条第一項の許可は、その効力を失う。

4 第二項第二号に掲げる終了措置を講じた者は、同号の再開信号及びその作成方法に関する情報を特定使用機関又は当該終了措置に係る衛星リモートセンシング装置の使用について新たに第四条第一項の許可を受けた者以外の者に提供してはならない。

(解散の届出等)

第十六条 衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併以外の事由により解散したときは、第四条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その清算法人(清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人をいう。以下この項において同じ。)は、当該衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡について第十三条第一項の認可を受けた場合を除き、その解散の日から百二十日以内に、終了措置を講じなければならぬ。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間、第十一条に規定する場合にあっては、同条の規定による届出があるまでの間は、その清算法人を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十五条、第二十七条、第二十八条並びに第二十九条第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(許可の取消し等)

第十七条 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて当該衛星リモートセンシング装置の使用の停止を命ずることができ

一 偽りその他不正の手段により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可を受けたとき。

二 第五条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

三 第六条各号のいずれかに適合しないこととなつたとき。

四 第七条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

五 第十条第一項の規定に違反して衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信したとき。

六 この項、第十九条第一項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

七 次条第三項の規定に違反して衛星リモートセンシング記録を提供したとき。

八 第三十条第一項の規定により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可に付された条件に違反したとき。

2 衛星リモートセンシング装置使用者が前項の規定により第四条第一項の許可を取り消されたときは、当該衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡について第十三条第一項の認可を受けた場合を除き、その取消しの日から百二十日以内に、終了措置を講じなければならぬ。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間、(第十一条に規定する場合にあっては、同条の規定による届出があるまでの間は、その者を

衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一条前段、第十二条、第十三条第一項及び第五項、第二十七条、第二十八条並びに第二十九条第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

第三章 衛星リモートセンシング記録の取扱いに関する規制

(衛星リモートセンシング記録の提供の制限)

第十八条 衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録の取扱いについて第二十一条第一項の認定を受けた者に当該衛星リモートセンシング記録を提供するときは、内閣府令で定めるところにより、当該提供の相手方に対し、同条第四項の認定証の提示を求めてその者が当該認定を受けた者であること

を確認した上で、当該衛星リモートセンシング記録に係る同条第一項の内閣府令で定める区分を明示するとともに、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法その他の当該提供の相手方以外の者が当該衛星リモートセンシング記録を取得して利用することを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める方法により、これを行わなければならない。

2 衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録に係る衛星リモートセンシング装置の使用について第四条第一項の許可を受けた者に限る。)又は特定取扱機関に当該衛星リモートセンシング記録を提供するときは、内閣府令で定めるところにより、当該提供の相手方に対し、当該衛星リモートセンシング記録に係る第二十一条第一項の内閣府令で定める区分を明示するとともに、前項の内閣府令で定める方法により、これを行わなければならない。

3 衛星リモートセンシング記録保有者は、前二項の規定により、各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第一百四十四条第一項(同法第五

十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行つた審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査若しくは会計検査院の検査その他これらに準ずるものとして政令で定める公益上の必要により、又は人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要により行つた場合を除き、当該衛星リモートセンシング記録を提供してはならない。

(衛星リモートセンシング記録の提供の禁止の命令)

第十九条 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング記録の利用が国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、衛星リモートセンシング記録保有者(国内に住所若しくは居所を有しない自然人又は国内に主たる事務所を有しない法人その他の団体であつて、外国において衛星リモートセンシング記録を取り扱う者(以下「外国取扱者」という。)を除く。)に対して、衛星リモートセンシング記録の範囲及び期間を定め、その提供の禁止を命ずることができる。

2 前項の規定による禁止の命令は、国際社会の平和の確保等のために必要な最小限度のものでなければならない。

3 前二項の規定は、衛星リモートセンシング記録保有者(外国取扱者に限る。)について準用する。この場合において、第一項中「提供の禁止を命ずる」とあるのは「提供をしないことを請求する」と、前項中「禁止の命令」とあるのは「請求」と読み替へるものとする。

(衛星リモートセンシング記録の安全管理措置)

第二十条 衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該衛星リモートセンシング記録の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じな

ればならない。

第四章 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定

(認定)

第二十一条 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者(特定取扱機関を除く。)は、申請により、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項各号に掲げる認定の基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 衛星リモートセンシング記録の区分

三 衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法

四 衛星リモートセンシング記録の管理の方法

五 衛星リモートセンシング記録を受信設備で受信する場合には、その場所

六 その他内閣府令で定める事項

3 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律その他国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがある行為の規制に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わる、

又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ 第十七条第一項の規定により許可を取り消され、又は第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

ハ 国際テロリスト

ニ 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ホ 法人であつて、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるものへ個人であつて、その内閣府令で定める使用人のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

二 申請者が当該申請に係る区分に属する衛星リモートセンシング記録を取り扱うことについて、申請者による衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法、衛星リモートセンシング記録の分析又は加工を行う能力、衛星リモートセンシング記録の安全管理のための措置その他の事情を勘案して、国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

4 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、速やかに認定証を交付しなければならない。

5 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を内閣総理大臣に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。

(変更の認定等)

第二十二条 前条第一項の認定を受けた者は、同条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければ

ならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の認定を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の認定について準用する。

(帳簿)

第二十三条 第二十一条第一項の認定を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、その衛星リモートセンシング記録の取扱いの状況について、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、内閣府令で定めるところにより、保存しなければならない。

(認定証の返納)

第二十四条 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、認定証(第二号の場合にあつては、発見し、又は回復した認定証を内閣総理大臣に返納しなければならない。

一 第二十一条第一項の認定が取り消されたとき。

二 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したとき。

2 認定証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、認定証を内閣総理大臣に返納しなければならない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人

二 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人若しくは破産管財人又はこれらの者に相当する義務を負う者

三 法人が合併により消滅した場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の代表者

(認定の取消し等)

第二十五条 内閣総理大臣は、第二十一条第一項の認定を受けた者(外国取扱者を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

一 第十八条第三項の規定に違反して衛星リモートセンシング記録を提供したとき。

二 第十九条第一項又は第二十九条第二項の規定による命令に違反したとき。

三 偽りその他の不正の手段により第二十一条第一項又は第二十一条第一項の認定を受けたとき。

四 第二十一条第三項各号のいずれかに掲げる基準に適合しなくなつたとき。

五 第二十一条第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

六 第三十条第一項の規定により第二十一条第一項又は第二十一条第一項の認定に付された条件に違反したとき。

2 前項の規定による認定の効力の停止を受けた者は、速やかに、認定証を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の効力の停止の期間が満了した場合において、前項の規定により認定証を提出した者からその返還の請求があつたときは、直ちに、当該認定証を返還しなければならない。

第二十六条 内閣総理大臣は、第二十一条第一項の認定を受けた者(外国取扱者に限る。第三号において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

一 第十九条第三項において読み替えて準用する同条第一項又は第二十九条第三項において読み替えて準用する同条第二項の規定による請求に応じなかつたとき。

二 前条第一項第一号又は第三号から第六号ま

でのいずれかに該当するとき。

三 内閣総理大臣が、この法律の施行に必要な限度において、第二十一条第一項の認定を受けた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所その他の事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問せよとした場合において、その報告がされず、若しくは虚偽の報告がされ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、若しくはその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認定の効力の停止について準用する。

第五章 内閣総理大臣による監督

(立入検査等)

第二十七条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、衛星リモートセンシング装置使用者若しくは衛星リモートセンシング記録保有者(外国取扱者を除く)に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導等)

第二十八条 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者又は衛星リモートセンシング記録保有者に対し、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(是正命令)

第二十九条 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者が第八条、第九条若しくは第十条第三項の規定に違反していると認めるとき又は衛星リモートセンシング装置使用者が第十三条第六項、第十四条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項若しくは第十七条第二項の規定に違反して終了措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング記録保有者(外国取扱者を除く)が第十八条第一項若しくは第二項又は第二十条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の規定は、衛星リモートセンシング記録保有者(外国取扱者に限る。)について準用する。この場合において、同項中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(許可等の条件)

第三十条 第四条第一項若しくは第七条第一項の許可、第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第二十二条第一項の認定(次項において「許可等」という。)には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可等に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可等を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

第六章 雑則

(経過措置)

第三十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(内閣府令への委任)

第三十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第七章 罰則

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定に違反して衛星リモートセンシング装置の使用を行った者

二 偽りその他不正の手段により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可、第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第二十二条第一項の認定を受けた者

三 第七条第一項の規定に違反して第四条第二項第二号から第八号までに掲げる事項を変更した者

四 第十条第一項の規定に違反して衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信した者

五 第十五条第四項の規定に違反して再開信号又はその作成方法に関する情報を提供した者

六 第十七条第一項、第十九条第一項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

七 第十八条第三項の規定に違反して衛星リモートセンシング記録を提供した者

八 第二十二條第一項の規定に違反して第二十一条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更した者

第三十四条 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項、第十一条、第十三条第二項、第十五条第二項又は第二十二條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条第一項若しくは第二十三條第一項の規定に違反して帳簿を備えず、若しくは帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第十二條第二項若しくは第二十三條第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

三 第二十四條第一項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者

四 第二十五條第二項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して認定証を提出しなかつた者

第三十六条 第三十三條(第六号(第十九條第一項及び第二十九條第二項に係る部分に限る。))及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。の罪は、日本国外において第三十三條の罪を犯した者にも適用する。

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十三條から第三十五條までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十四條第一項又は第十六條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十四條第二項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 次条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第二条 第四条第一項の許可又は第二十一条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十一条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に地球を回る軌道に投入されている人工衛星に搭載されている衛星リモートセンシング装置の使用について第四条第一項の許可の申請が行われた場合(この法律の施行前に前条の規定により行われていた場合を含む。)における当該衛星リモートセンシング装置の使用についての第六条(第七条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第十七条第一項第三号の規定の適用については、第六条中「次の各号」とあるのは「第二号から第四号まで」と、同号中「第六条各号」とあるのは「第六条第二号から第四号まで」とする。

2 前項の場合において、内閣総理大臣が第四条

第一項の許可をしたときは、当該許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用については、第八条、第九条及び第十条第三項の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成二十八年十一月十日印刷

平成二十八年十一月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F